

平成29年2月10日付
鳥取県公報号外第10号別冊

平成28年度

鳥取県包括外部監査報告書

及びこれに添えて提出する意見

「市場開拓局が所管する県産品の販路拡大、輸出促進事業及び
『食のみやこ鳥取県』関連事業に関する財務事務の執行について」

鳥取県包括外部監査人

税理士 岸 本 信 一

目 次

第1章	監査の概要	1
第1	監査の種類	1
第2	選定した特定の事件	1
第3	監査の対象とした理由	1
第4	監査を実施した期間	1
第5	監査対象部局	1
第6	監査の方法	2
第7	監査の視点	2
第8	監査手続	3
第9	包括外部監査の実施者	4
第10	利害関係	4
第2章	監査対象の概要	5
第1	販路拡大・輸出促進課	5
1	国内販路開拓・民工芸品支援活動	5
2	輸出促進活動	6
第2	食のみやこ推進課	7
1	発見・体験「食のみやこ鳥取県」推進事業	8
2	魅力ある商品づくり事業	9
3	はじめての6次産業化バックアップ事業	9
4	もうかる6次化・農商工連携支援事業	9
5	鳥取県6次産業化ネットワーク活動交付金	10
第3章	監査の結果	13
第1	販路拡大・輸出促進課	13
1	「食のみやこ鳥取県」輸出促進活動支援事業費補助金	13
2	鳥取県食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金	19
3	おいしい鳥取PR推進事業費補助金	23
4	食の安全・安心プロジェクト推進事業補助金	26
5	「食のみやこ鳥取県」輸出支援体制整備事業業務委託	28
6	ミラノ万博での日本館ステージイベント及びジャパンサローネ出展等業務委託	29
7	香港における鳥取県プロモーション企画実施業務委託	32
第2	食のみやこ推進課	33
1	初めての6次産業化バックアップ事業費補助金	33
2	もうかる6次化・農商工連携支援事業費補助金（スタートアップ型）	35

3	食のみやこ鳥取県推進事業費補助金.....	37
4	食のみやこ鳥取県づくり支援交付金.....	45
5	鳥取県・秋田県共同ハタハタPR業務委託.....	46
6	食のみやこ推進課が保管所持する各業務委託契約書について.....	48
第3	税の専門家として.....	48
第4	指摘及び意見の件数.....	49
1	販路拡大・輸出促進課.....	49
2	食のみやこ推進課.....	50

第1章 監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件

市場開拓局が所管する県産品の販路拡大、輸出促進事業及び「食のみやこ鳥取県」関連事業に関する財務事務の執行について

第3 監査の対象とした理由

鳥取県は食材の宝庫であるにもかかわらず、他県の人に「鳥取県の特産品は？」と尋ねても、残念ながら、特産品の名前が出ることは少ない。全国的に知られているのは二十世紀梨だけと言っても過言ではない。

県政においても、鳥取県特産品の全国への情報発信の強化策が、重要政策の一つとして取り組まれているところである。「食のみやこ鳥取県」をテーマに鳥取県知事のトップセールスをはじめとして、販路拡大やブランド化推進の取り組み、更には国内にとどまらず海外での販路拡大・輸出促進にも注力しているところである。平成27年度の「食のみやこ鳥取県」関係事業の担当部局である市場開拓局における販路拡大・輸出促進の決算額は約3億円、食のみやこ推進事業の決算額は約5億円となっている。

「食のみやこ鳥取県」関連事業では、補助金・交付金及び委託料の支出により、県産品のブランド化、販路拡大のためのPRイベントの開催及び6次産業化支援における加工、製造等のための整備費用の補助など、今後においても情報発信力の積極的な推進を図っていくことが見込まれる。そのような事業に関する支出については、支出内容が今後の県内経済の活性化や雇用機会の拡大、更には鳥取県の観光振興に与える影響は大きいと考えられるため、県民の関心が高いものであると考えられる。

そこで、「食のみやこ鳥取県」関連事業について、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定による経済性・効率性・有効性に反する財務事務の執行がなされていないか監査する必要があると判断した。

第4 監査を実施した期間

平成28年7月1日から同年12月31日まで

第5 監査対象部局

食のみやこ鳥取県関連事業に関する監査のため、市場開拓局が所管する販路拡大・輸出促進課及び食のみやこ推進課を対象とした。

第6 監査の方法

この監査の実施に当たっては、販路拡大・輸出促進課及び食のみやこ推進課が所管する、補助金・交付金及び委託料を主な監査対象としたうえで、それらの事業のうち、金額の重要性の観点、新規補助事業及び例年定額となっている補助事業を抽出し、事務の執行について関係法令に従って適正に行われているか等の財務事務の監査の他に、経済性・効率性・有効性の観点を加味し、関係書類の検討などによる監査を実施した。

なお、監査対象とした事業のうち、指摘事項及び意見を付さなかったものについては、本監査報告書においては割愛している。

本監査報告書においては、補助金・交付金及び委託料の各定義は、以下のとおりである。

1 補助金・交付金

特定の事業や研究等を育成又は助長するため、公益上必要な場合に補助するものをいう。

2 委託料

県の事務、事業等を他の機関又は特定の者に委託して行わせる場合に、その反対給付として支出する経費をいう。

第7 監査の視点

- 1 地方自治法第252条の37によれば、包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、同法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとされる。

つまり、我々が行う監査は、住民福祉の増進を目的として、経済性、効率性、有効性を追求し、地方公共団体がその事業等のあり方を新たな視点から見直し、地方行財政改革を促す監査であることを期待され、行うものである。

- 2 私たち4人は、税理士である。税理士は、税に関する唯一の国家資格であり、仕事柄日常において納税者たる県民の声を受け止める立場にある。その使命は申告納税制度の理念に沿って適正な納税を進めることにあるが、その理念を推進させるには県民の行政への信頼が不可欠であり、税の無駄使いは県民の納税意欲を減退させることになると思われる。納税意欲と行財政改革は表裏一体であり、そういう意味で県民は、税の使われ方に大変注目している。従って我々は、このたび包括外部監査を行うに当たって、その期待を背負って納税者たる県民の目線で監査することを心がけた。

- 3 具体的には次の着眼点で監査した。

(1) 補助対象の認定は適切か、公益上の必要はあるか。

- (2) 補助金等交付要綱は適切な内容で制定されているか。
- (3) 補助金の申請・決定・交付金等の算定は適切か。
- (4) 補助事業の実績報告は適切か。
- (5) 補助交付団体への指導、監督は適切か。
- (6) 委託契約の契約内容は適正か。
- (7) 委託金額の精査は適正に行われているか。
- (8) 委託先からの実績報告及び県における完了検査手続は適正か。
- (9) 費用対効果の検証は行われているか。

第8 監査手続

下記日程により、市場開拓局販路拡大・輸出促進課及び食のみやこ推進課から関係書類の説明を受け、ヒアリング及び監査を行った。監査後、担当課等と質疑のやりとりを行い、報告書を作成した。

監査対象機関	実施日
予備調査（県の組織全般）	5月17日(火)
予備調査（交流推進課の事業概要）	7月6日(水)
予備調査（観光戦略課の事業概要）	7月6日(水)
予備調査（山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の事業概要）	7月6日(水)
予備調査（緑豊かな自然課の事業概要）	7月6日(水)
予備調査（食のみやこ推進課の事業概要）	7月12日(火)
予備調査（販路拡大・輸出促進課の事業概要）	7月12日(火)
予備調査（税務課及び東部県税事務所の事業概要）	7月12日(火)
予備監査（販路拡大・輸出促進課及び食のみやこ推進課）	9月7日(水)
予備監査（販路拡大・輸出促進課及び食のみやこ推進課）	9月8日(木)
本監査（販路拡大・輸出促進課及び食のみやこ推進課）	9月12日(月)
本監査（販路拡大・輸出促進課及び食のみやこ推進課）	9月13日(火)
本監査（販路拡大・輸出促進課及び食のみやこ推進課）	11月17日(木)
本監査（販路拡大・輸出促進課及び食のみやこ推進課）	11月18日(金)
本監査（販路拡大・輸出促進課及び食のみやこ推進課）	11月25日(金)
本監査（販路拡大・輸出促進課及び食のみやこ推進課）	11月29日(火)
本監査（販路拡大・輸出促進課及び食のみやこ推進課）	12月21日(水)
本監査（販路拡大・輸出促進課及び食のみやこ推進課）	12月22日(木)

上記の他に、外部監査人の事務所等で報告書の作成及び協議のための会議を実施した。

第9 包括外部監査の実施者

外部監査人	税理士	岸本	信一
外部監査人補助者	税理士	上原	武
外部監査人補助者	税理士	谷田	真基
外部監査人補助者	税理士	古川	嘉彦

第10 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、外部監査人及び補助者は地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

第2章 監査対象の概要

第1 販路拡大・輸出促進課

販路拡大・輸出促進課に関する予算決算状況は以下のとおりである。

【販路拡大・輸出促進課(平成25年度は市場開拓課) 予算執行状況】 (単位:円)

年度		金額	左記のうち国庫金
平成25年度	予算額	182,458,290	0
	執行額	157,093,510	0
平成26年度	予算額	280,082,000	0
	執行額	216,542,171	0
平成27年度	予算額	464,269,000	129,242,000
	執行額	287,575,237	20,748,667

1 国内販路開拓・民工芸品支援活動

(1) 「食のみやこ鳥取県」首都圏メディアキャンペーン

鳥取県及び鳥取県の農林水産物の認知度向上を図るため、情報発信力の高い首都圏におけるメディア露出などを行い、県産農林水産物のブランド形成、販路拡大を目的としている。

委託先はプロポーザルにより業者を選んでおり、平成27年度は(株)オズマピーアールが選ばれている。

主な実施内容は以下のとおりとなっている。

- ア フランスレストランウィーク2015への参画
- イ トップブランド梨「新甘泉」お披露目イベント(東京駅)
- ウ ウェルカニキャンペーンと連携した松葉ガニ「五輝星」PRイベント等
- エ 京橋千疋屋と連携した「花御所柿」PRイベント
- オ 丸の内での鳥取県産品食材PR(丸ビル他)
- カ 砂丘らっきょうGI登録に係る情報発信
- キ 「きぬむすめ」3年連続特A取得にかかる情報発信
- ク 鳥取和牛オレイン55PR動画
- ケ WEBサイト「とっつりのとっておき」による情報発信

(2) 「とっつり・おかやま新橋館」事業

岡山県と共同で運営している東京アンテナショップで、鳥取県産の農林水産物及び加工食品の販売事業を(株)稲田屋本店に委託している。

首都圏に販路を持たない県内事業者の取り組みを支援するためチャレンジ商品販売を実施しており、「チャレンジ商品認定基準」に合格し県が認定した「チャレンジ

商品」を「とっとり・おかやま新橋館」で試食試飲販売を行い、販路開拓や商品改良のアドバイス等を行っている。

平成 27 年度は岡山県と共同で「とっとり・おかやま新橋館 プレミアム付ふるさと名物振興券」を発行し、両県の販路拡大を図っている。

(3) ふるさと産業支援事業

鳥取県内の伝統工芸品の販路拡大と後継者育成を目的に、ふるさと産業支援事業補助金を交付している。

ふるさと産業支援事業（新商品開発・販路開拓）補助金は国内販路開拓を目的に 11 件の交付決定があり、補助率 1/2 で 2,377,407 円の補助金交付を行っている。

ふるさと産業支援事業（後継者育成）は研修生等の人件費補助を目的に 3 件の交付決定があり、補助率 1/2 で 6,090,000 円の補助金交付を行っている。

ふるさと産業支援事業とは別に、鳥取県弓浜緋協同組合には、弓浜緋産地維持緊急対策事業費補助金 1,603,473 円を交付している。

2 輸出促進活動

鳥取県産の農林水産物の輸出に取り組む事業者等が行う輸出活動を支援し、輸出の拡大や海外における「鳥取県」の認知度向上を目的としている。

鳥取県農産物等の輸出促進活動を図るため、パートナー協定を締結している J A 全農とっとり、(株)ドールと連携し、香港向けにすいか・二十世紀梨・新甘泉・なつひめの輸出を行っている。

また、東南アジア地域への販路拡大を目的に、現地で物産展の開催やバイヤーを訪問しての商談、県産の材料を紹介するため有名シェフの来県招聘等を行っている。

鳥取県産の農林水産物等の輸出活動を促進・支援するため、輸出に取り組む事業者の輸出活動経費の補助を行っている。

(参考) 平成 27 年度の物産展等の開催状況

国・地域	内容	時期	事業者数	主な品目
台湾	物産展	平成 27 年 9 月 17 日 ～9 月 30 日	13	日本酒、新甘泉ほか
マレーシア	物産展	平成 27 年 10 月 16 日 ～10 月 25 日	13	92 品目

シンガポール	バイヤー訪問	平成27年11月15日 ～11月19日	3	紅ズワイガニほか
EU	バイヤー招聘	平成28年1月19日 ～1月22日	9	カレーの素、海藻類ほか
シンガポール	バイヤー招聘	平成28年1月26日 ～1月29日	18	紅ズワイガニほか
ベトナム	市場調査	平成28年2月16日 ～2月19日	2	牛肉ほか
マカオ	バイヤー招聘	平成28年3月2日 ～3月5日	17	アイスクリームほか
マレーシア	シェフ招聘	平成28年3月13日 ～3月16日	17	紅ズワイガニほか

第2 食のみやこ推進課

食のみやこ推進課に関する予算決算状況は以下のとおりである。

【食のみやこ推進課 予算執行状況】

(単位：円)

年度		金額	左記のうち国庫金
平成25年度	予算額	63,883,570	0
	執行額	52,829,819	0
平成26年度	予算額	928,270,000	783,763,000
	執行額	578,439,649	472,144,572
平成27年度	予算額	545,537,000	386,573,000
	執行額	494,238,629	376,990,317



「食のみやこ鳥取県」パンフレット



鳥取県 カニPR小冊子

1 発見・体験「食のみやこ鳥取県」推進事業

県民自らが「食のみやこ鳥取県」を実感・体感することを目的に、県民一人一人が広告塔となり、県内外に情報発信ができるように、鳥取の食材や加工品等を知る機会の創出を図るため、官民共同で推進している事業である。

事業の実施状況は以下のとおり。

事業区分	事業主体	事業内容
食のみやこイメージ発信	県	<ul style="list-style-type: none"> ・県産品を積極的にPR・販売する飲食店等を「食のみやこ鳥取県推進サポーター」として登録 ・特に活発な飲食店等を「食のみやこ鳥取県推進三ツ星サポーター」として登録
		「食のみやこ鳥取県推進サポーター」の「食のみやこ鳥取県」ロゴマークの商品パッケージ等への活動を支援
		県内生産者等の製造現場の商品のこだわり、食文化をメディアで紹介
食のみやこ鳥取県づくり支援交付金	民間	食のみやこ鳥取県のイメージアップや産品の特産化・ブランド化につながる民間等の取り組みに対し助成
学校給食等食材供給システム化促進事業	民間	県産食材の学校給食への供給体制整備のための推進会議の開催等に対して支援
県産魚ブランド発信事業	鳥取県産魚PR推進協議会	県産魚（ハタハタ、松葉がに、白イカ等）のブランド発信に対する支援
鳥取県・秋田県共同ハタハタPR事業	県	首都圏において秋田県とハタハタの共同PRを実施
松葉がにトップブランド事業	鳥取県産魚PR推進協議会	鳥取県産「松葉がに」のうち、大きさ・品質・型ともトップレベルの松葉がにを「特選とっとり松葉がに五輝星」とし、トップブランド化の推進に対する支援
県産牛肉販売強化支援事業	鳥取県牛肉販売協議会	鳥取和牛消費拡大のため、「土曜の牛」の日キャンペーン実施及び鳥取県産牛肉の消費拡大へ向けたフェア・PRに対する支援

2 魅力ある商品づくり事業

県産食材を使用するなど一定の基準を満たした加工食品を認証する「鳥取県ふるさと認証食品」の普及を図ることを目的とする事業である。

事業の実施状況は以下のとおり。

事業区分	事業主体	事業内容
鳥取県ふるさと認証食品普及事業	県	「県ふるさと認証食品」 県産の農林水産物を用いて県内で製造される製品の認証を行うとともに、消費者へのPRを行う。
	ふるさと認証食品業者	「鳥取県ふるさと認証食品パッケージ等改良支援事業」 認証食品の商品力向上のため、パッケージ等の改良に対して支援
とっとうりの魅力ある商品づくり支援事業	加工グループ、農業法人	「とっとうりオリジナル加工品づくり支援事業」 地元食材を使用した加工品の開発及び販路開拓に対して支援
	県	「井戸端モニター会議」 消費者25名、バイヤー・専門家4名に加工品をモニターしていただいた上で、意見交換会を開催
食のみやこ鳥取県特産品コンクール開催	県	県内加工業者による鳥取らしい新たな加工食品のコンクール・表彰を実施し、広く県内外にPR (応募：25商品) (表彰：7商品)

3 はじめての6次産業化バックアップ事業

鳥取県産農林水産物を使用した新商品の事業化や既存加工品のレベルアップの支援を目的に、初めて6次産業化バックアップ事業費補助金の交付対象となる事業者を支援する事業。

自ら農林水産物の生産・加工を行う農林漁業者、農林水産業を営む法人及び農林水産業者で構成されている団体が、鳥取県産農林水産物を使用した商品の加工に必要な備品購入等を支援
(平成27年度実績 7件2,625,067円)

4 もうかる6次化・農商工連携支援事業

農林漁業者自らが主体的に取り組む6次産業化や、加工販売等に必要な機械、施設設備等を支援し、農林漁業者の所得向上と地域経済の活性化を図る事業。

(1) スタートアップ型事業

6次産業化に取り組む個人農家、農産加工グループ及び農業法人に対し、必要な

備品等の経費補助で、補助率 1 / 2 で 100 万円を上限として補助金を交付する事業。
(平成 27 年度実績 5 件 2,875,568 円)

(2) 6 次産業型事業

農林漁業者等が自ら生産、加工・製造、流通・販売を主体的に取り組む 6 次産業化、農商工連携に係る推進活動及び生産体制を含めた施設整備の補助で、補助率 1 / 3 の補助金を交付する事業。

なお、補助金の上限は、農林漁業者 300 万円、法人 700 万円、任意組合と農協及び漁協は受益者 1 人当たり 300 万円以上 3,000 万円である。

(平成 27 年度実績 13 件)

(3) 農商工連携型事業

県内農林漁業者と連携して加工品を製造する食品加工業者等に対する施設整備の補助で、補助率 1 / 3 で 1,000 万円を上限として補助金を交付する事業。

(平成 27 年度実績 1 件)

5 鳥取県 6 次産業化ネットワーク活動交付金

農林漁業者自らが、加工・製造、流通・販売までを主体的に取り組む 6 次産業化を推進するため、国庫補助金を活用して県全域を対象とした支援体制を整備する。

県全域を対象とした、6 次産業化（農商工連携）に取り組む農林漁業者に対する支援窓口として、鳥取県産業振興機構に「鳥取 6 次産業化サポートセンター」を委託している。

(1) 平成 27 年度の事業実績は下記の 2 件。

ア 有限会社ワールドファーム（倉吉市）

倉吉市を中心に生産したゴボウを加工する施設を、倉吉市関金町に新設した。

平成 26 年度からの繰越事業であり、補助対象経費 762,480,000 円。

補助率 1 / 2 で 353,000,000 円の補助金を交付。

(平成 26 年度 88,250,000 円、平成 27 年度 264,750,000 円)

イ 有限会社ひよこカンパニー（八頭町）

自社鶏卵・鶏肉と地域の食材を使ったメニューを提供する農家レストランと、卵パン、卵スイーツ、鶏肉ハム・ソーセージなどの商品を製造販売する複合施設を、八頭町に建設した。

補助対象経費は 375,015,226 円で補助率 3 / 10 だが、平成 27 年度から上限が 100,000,000 円になったため、補助金額は 100,000,000 円である。

(2) 食のみやこ鳥取県を代表する県産品

鳥取県は、海・山・里の豊かな自然環境に恵まれ、素晴らしい食材が数多く生み出され、まさに食の宝庫でもある。

ア 鳥取県の青果物

栽培開始から百年を超える歴史を持つ鳥取の二十世紀梨をはじめ、多種多様な青果物が鳥取県にはある。梨は二十世紀だけではなく、「新甘泉」、「王秋（おうしゅう）」などの新品種もあり、鳥取のブランド力を高めている。

【鳥取県の主な青果物】

種類	品種、銘柄（ブランド名）	主な産地
梨	二十世紀梨、なつひめ、王秋（おうしゅう）、新甘泉（しんかんせん）、秋栄（あきばえ）	湯梨浜町、鳥取市、琴浦町、倉吉市、大山町、八頭町他
すいか	大栄すいか、東伯がぶりこ、極実すいか	北栄町、倉吉市、琴浦町他
メロン	プリンスメロン、アムスメロン	倉吉市、大山町、北栄町他
ぶどう	巨峰、ピオーネ、シャインマスカット、デラウェア	北栄町、湯梨浜町、鳥取市他
柿	西条柿、富有柿、輝太郎、花御所柿、あんぼ柿	八頭町、南部町、鳥取市他
白ねぎ	伯州美人	米子市、境港市他
らっきょう	エシャロット	鳥取市、北栄町他
ブロッコリー	大山ブロッコリー	大山町、北栄町、琴浦町他
ながいも	砂丘ながいも、ねばりっこ	北栄町
トマト	日南トマト、ミニトマト	日南町、琴浦町、倉吉市他
ダイコン	大根	八頭町、若桜町、江府町
イチゴ ブルーベリー	紅ほっぺ、章姫（あきひめ）	湯梨浜町、倉吉市他



二十世紀梨



大栄すいか

イ 鳥取県の畜産物

黒毛和牛（因伯牛）の産地として知られる鳥取県。因伯牛は種牛として高く評価され、全国の有名ブランド牛の始祖牛となっている。

鳥取地どりや大山産の豚も知名度があり、それらを加工したソーセージ等の畜産加工品や乳製品も高い知名度を誇っている。

【鳥取県の主な畜産物】

種類	品種、銘柄（ブランド名）
牛肉	鳥取和牛、鳥取和牛オレイン55、鳥取F1牛、鳥取牛
鶏肉、豚肉	大山地どりピヨ、大山ルビー
畜産加工品	ソーセージ、ハム等
乳製品	牛乳、ヨーグルト等



鳥取和牛オレイン55



鳥取地どりピヨ

ウ 鳥取県の実産物

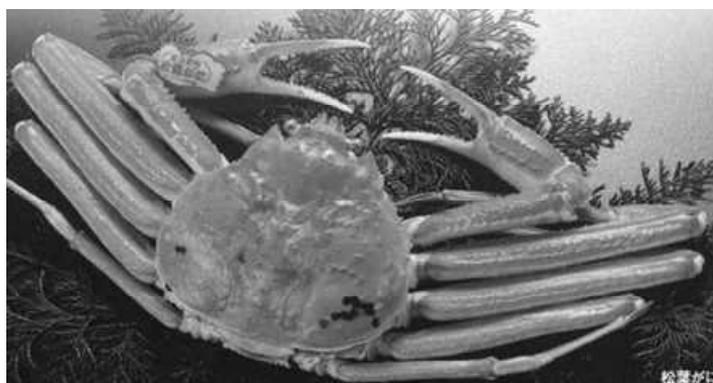
「蟹取県」をキャッチフレーズに使うほど、鳥取県は松葉ガニやベニズワイガニ等のカニの水揚げ量が多い県である。

また、境港では日本海で漁獲された生のクロマグロが多く水揚げされ、近年は全国1位の水揚げ量がある。

【鳥取県の主な実産物】

種類	銘柄（ブランド名）、加工品	主な産地
カニ	松葉がに、ベニズワイガニ	境漁港、鳥取港、網代漁港
マグロ	クロマグロ、境港本マグロ	境漁港
モサエビ	モサエビ	境漁港、鳥取港、網代漁港
ハタハタ	とろはた、じんたん寿司	境漁港、鳥取港、網代漁港
アカガレイ、タナカゲンゲ	子まぶり、ばばちゃん	境漁港、鳥取港、網代漁港

サワラ、ヒラメ	サワラ、ヒラメ	境漁港、鳥取港、網代漁港
ホタルイカ、ケンサキイカ	ホタルイカ、シロイカ	境漁港、鳥取港、網代漁港、田後港
トビウオ	あご竹輪	赤碕港、田後港、長和瀬漁港
イワガキ	夏輝	鳥取港、網代漁港、赤碕港他
シジミ	ヤマトシジミ	東郷湖（湯梨浜町）
ホンモロコ	ホンモロコ佃煮	八頭町、鳥取市、倉吉市、北条町、米子市、日南町他



松葉がに 鳥取県HPより

第3章 監査の結果

第1 販路拡大・輸出促進課

1 「食のみやこ鳥取県」輸出促進活動支援事業費補助金

(1) 事業概要

区分	補助金
事業概要	鳥取県内で生産された農林水産物及びその加工品の輸出活動を促進支援し、輸出の拡大や海外での「食のみやこ鳥取県」認知度向上により、本県農林水産業及び食品製造業の復興を図ることを目的として交付する。
交付先	平成26年度 大谷酒造株式会社ほか32件 平成27年度 農事組合法人広岡農場ほか67件 (下表のとおり)
補助金額	平成26年度 合計23,621,544円 平成27年度 合計41,263,202円 (下表のとおり)

【交付先一覧】

(平成 27 年度)

(単位:円)

申請者	交付決定日	交付決定額	実績額
農事組合法人広岡農場	平成 27 年 5 月 8 日	1,803,000	1,798,628
(有)太田酒造	平成 27 年 5 月 15 日	420,000	0
絵原養魚場	平成 27 年 5 月 19 日	476,733	451,316
全農とっとり	平成 27 年 5 月 20 日	5,185,371	4,892,422
(株)越河	平成 27 年 6 月 1 日	341,720	287,711
広岡農場	平成 27 年 6 月 9 日	2,458,000	2,421,083
広岡農場	平成 27 年 6 月 9 日	396,400	367,156
梅津酒造(有)	平成 27 年 6 月 9 日	812,766	527,469
(株)稲田本店	平成 27 年 6 月 4 日	441,820	237,350
(株)稲田本店	平成 27 年 6 月 4 日	450,320	443,307
(株)稲田本店	平成 27 年 6 月 4 日	128,380	128,380
(株)稲田本店	平成 27 年 6 月 4 日	316,920	110,454
(株)稲田本店	平成 27 年 6 月 4 日	512,320	455,511
(株)稲田本店	平成 27 年 6 月 4 日	536,000	536,000
ブリリアントアソシエイツ	平成 27 年 6 月 14 日	813,900	709,624
(株)ダラズ	平成 27 年 6 月 14 日	600,000	517,012
絵原養魚場	平成 27 年 6 月 29 日	382,400	382,400
(株)中村商店	平成 27 年 6 月 29 日	1,600,000	790,101
(有)クレイド	平成 27 年 6 月 29 日	3,296,666	3,086,777
(有)梅崎水産	平成 27 年 6 月 29 日	1,183,586	1,145,860
エムケイ開発(株)	平成 27 年 7 月 21 日	1,916,719	1,860,464
梅津酒造(有)	平成 27 年 7 月 29 日	313,279	259,924
オールドニュー	平成 27 年 9 月 16 日	1,183,333	327,495
あぶい蒲鉾	平成 27 年 8 月 17 日	620,000	432,050
エーオーエヌ	平成 27 年 9 月 9 日	267,610	93,333
ハタノ	平成 27 年 8 月 19 日	1,058,000	416,588
ブリリアントアソシエイツ	平成 27 年 9 月 7 日	214,120	181,611
絵原養魚場	平成 27 年 8 月 27 日	365,733	359,452
(株)稲田本店	平成 27 年 9 月 3 日	289,673	172,789
あぶい蒲鉾	平成 27 年 9 月 24 日	434,000	0
梅崎水産	平成 27 年 9 月 30 日	885,333	400,075

(株)越河	平成 27 年 9 月 25 日	896,000	552,266
広岡農場	平成 27 年 9 月 25 日	850,000	420,182
ブリリアントアソシエイツ	平成 27 年 10 月 9 日	820,096	566,159
(株)ダラズ	平成 27 年 10 月 9 日	596,333	422,290
中村商店	平成 27 年 10 月 9 日	263,000	210,372
タケモトフーズ	平成 27 年 10 月 14 日	500,000	216,129
あぶい蒲鉾	平成 27 年 10 月 30 日	558,000	396,232
ブリリアントアソシエイツ	平成 27 年 10 月 30 日	326,480	161,438
太田酒造	平成 27 年 10 月 28 日	400,000	279,629
(株)ダラズ	平成 27 年 11 月 6 日	556,000	236,199
ブリリアントアソシエイツ	平成 27 年 11 月 6 日	520,000	218,308
梅崎水産	平成 27 年 11 月 6 日	740,000	348,600
エムケイ開発(株)	平成 27 年 11 月 9 日	1,048,663	949,346
マイハニー	平成 27 年 11 月 11 日	2,586,333	758,190
全農とっとり	平成 27 年 11 月 25 日	2,351,665	2,211,877
絵原養魚場	平成 27 年 11 月 30 日	361,852	361,852
エムケイ開発(株)	平成 27 年 12 月 10 日	2,451,766	2,358,910
梅崎水産	平成 27 年 12 月 17 日	933,600	680,610
へいせい	平成 27 年 12 月 10 日	183,654	150,320
炙り屋	平成 27 年 12 月 22 日	1,464,640	1,262,283
(株)越河	平成 27 年 12 月 25 日	572,000	441,565
広岡農場	平成 27 年 12 月 25 日	1,778,000	1,296,228
北陽冷蔵	平成 27 年 12 月 25 日	232,000	171,840
センター冷蔵	平成 28 年 1 月 25 日	232,000	171,840
島谷水産	平成 28 年 1 月 25 日	342,000	247,742
共和産業	平成 28 年 2 月 5 日	232,000	158,951
大海	平成 28 年 2 月 5 日	232,000	172,453
福栄	平成 28 年 2 月 5 日	200,000	171,840
梅崎水産	平成 28 年 2 月 5 日	760,000	111,580
梅崎水産	平成 28 年 2 月 5 日	580,000	263,428
ブリリアントアソシエイツ	平成 28 年 2 月 10 日	580,000	437,970
あぶい蒲鉾	平成 28 年 2 月 10 日	380,000	227,012
広岡農場	平成 28 年 2 月 10 日	217,333	145,613
大谷酒造	平成 28 年 2 月 10 日	272,400	195,555

ヘイセイ	平成 28 年 2 月 15 日	368,796	203,570
東伯ミート	平成 28 年 2 月 10 日	271,533	109,283
あぶい蒲鉾	平成 28 年 2 月 22 日	276,666	183,198
計		55,638,912	41,263,202

(平成 26 年度)

(単位:円)

申請者	交付決定日	交付決定額	実績額
大谷酒造株式会社	平成 26 年 4 月 21 日	599,013	478,977
梅津酒造(有)	平成 26 年 4 月 22 日	259,586	196,558
太田酒造場	平成 26 年 6 月 5 日	280,000	231,926
(有)クレイド	平成 26 年 6 月 17 日	3,033,000	2,626,428
全農とっとり	平成 27 年 2 月 13 日	6,360,865	6,126,914
エムケイ開発	平成 26 年 7 月 22 日	1,073,414	1,048,323
太田酒造場	平成 26 年 8 月 12 日	380,000	259,273
絵原養魚場	平成 26 年 8 月 22 日	337,465	337,465
こだわり物産協会	平成 26 年 8 月 26 日	290,000	197,104
中井酒造	平成 26 年 8 月 12 日	281,426	161,483
広岡農場	平成 26 年 8 月 26 日	290,000	181,620
境港水産物輸出入促進協議会	平成 26 年 8 月 22 日	1,481,886	866,292
長田茶店	平成 26 年 8 月 22 日	282,500	154,830
稲田酒造	平成 26 年 8 月 22 日	342,000	342,000
広岡農場	平成 26 年 9 月 1 日	352,000	214,630
稲田酒造	平成 26 年 9 月 22 日	438,666	438,666
越河	平成 26 年 10 月 15 日	193,786	170,822
太田酒造場	平成 26 年 10 月 17 日	280,000	225,598
千代結び	平成 26 年 11 月 19 日	1,630,533	1,257,766
越河	平成 26 年 11 月 17 日	306,225	306,225
広岡農場	平成 26 年 11 月 7 日	2,602,900	2,601,900
梅崎水産	平成 26 年 11 月 7 日	671,144	671,144
絵原養魚場	平成 26 年 12 月 5 日	378,106	378,106
梅津酒造(有)	平成 26 年 12 月 5 日	1,010,438	705,534
フルーツカフェハタノ	平成 27 年 1 月 14 日	592,532	530,800
(有)クレイド	平成 26 年 12 月 25 日	1,279,000	544,247

中村商店	平成 27 年 1 月 8 日	306,000	200,873
大山乳業	平成 27 年 2 月 20 日	246,433	167,280
梅崎水産	平成 27 年 1 月 23 日	744,280	744,280
ブリリアントアソシエイツ	平成 27 年 2 月 26 日	540,000	453,840
エムケイ開発	平成 27 年 2 月 26 日	466,080	466,080
中村商店	平成 27 年 2 月 26 日	180,000	167,280
梅崎水産	平成 27 年 2 月 27 日	180,000	167,280
計		27,689,278	23,621,544

(2) 監査の結果

ア 交付要綱の補助率適用についての不明確な記載について【意見】

当該補助金は「鳥取県内で生産された農水産物及びその加工品の輸出活動を促進支援し、輸出の拡大や海外での「食のみやこ鳥取県」の認知度向上により、本県農林水産業及び食品製造業の振興を図ることを目的として交付する」と交付目的に記載されている。

補助対象経費及び補助金の額は、交付要綱の第 3 条第 2 項に規定されており、「補助事業に要する別表の第 3 欄に掲げる経費に同表第 4 欄に定める率を乗じて得た額以下とする」と記載されている。また、別表には補助率は 2 / 3 となっているが、ただし書きで「国庫補助事業等他の事業で対応できる場合、補助対象経費については 1 / 6 とする」と要件が付され記載されている。

平成 27 年度に国庫補助金等を受けて事業を実施したのは全国農業協同組合連合会鳥取県本部のみであり、提出を受けた輸出促進支援事業計画は以下のとおりである。

【香港・台湾での梨及びスイカの中流層向け販売促進と新規販路拡大】(単位：円)

名 称	補助対象 経 費	負 担 区 分		
		国 費 等	県 費	事 業 主 体
二十世紀梨市場調査	131,651	0	87,764	43,887
すいか現地販売促進活動	1,623,269	0	1,082,172	541,097
二十世紀中秋節販売促進	2,251,624	569,000	924,951	757,691
二十世紀梨宣伝販売依頼	279,523	0	186,342	93,181
二十世紀梨・新甘泉販促	6,081,692	1,438,000	2,611,193	2,032,499
計	10,367,777	2,007,000	4,892,422	3,468,355

【香港、台湾でのあたご梨等の販売促進活動】

(単位：円)

名 称	補助対象 経 費	負 担 区 分		
		国 費 等	県 費	事 業 主 体
富有柿残留農薬検査	38,740	0	25,824	12,916
あたご梨農薬検査	296,880	0	197,918	98,962
あたご梨宣伝販売	3,018,881	750,000	1,256,287	1,012,594
梨花芽穂木園視察	1,097,778	0	731,848	365,930
計	4,452,279	750,000	2,211,877	1,490,402

上記について、全国農業協同組合連合会鳥取県本部から提出を受けた「平成 27 年度「食のみやこ鳥取県」輸出促進活動支援事業報告書」によると、「二十世紀中秋節販売促進」「二十世紀梨・新甘泉販促」及び「あたご梨宣伝販売」の 3 事業については、全国果実輸出振興対策協議会かんきつ・なし部会（以下、「全輸協」という。）より補助を受けていた事業である。

交付要綱のただし書き「国庫補助事業等他の事業で対応できる場合、補助対象経費については 1 / 6 とする」の意図は、国庫補助 1 / 2 を受ける事業者に対し、2 / 3 の県補助のみの事業者と同様の補助率となるよう配慮したものであるとの説明であったが、交付要綱の文言ではそのように読み取れないため、文言の訂正を行うことが必要と思われる。

イ 補助対象経費の範囲について【意見】

「食のみやこ鳥取県」輸出促進活動支援事業費補助金は、交付目的にもあるとおり、輸出の拡大や海外での「食のみやこ鳥取県」の認知度向上等に直接要する費用であるべきと考える。実績報告書によると平成 27 年度に申請のあった 68 件のうち 2 社 4 件については、実費の旅費に日当を加えた上で補助対象経費とし、それに補助率の 2 / 3 を補助金として支払っていた。

日当は、社会通念上妥当と認められる範囲に限り、税法上給与として取り扱わず非課税としている。しかしながら、慰労、諸雑費のための補てんする手当といった意味合いであり、その用途についても受給者の裁量に任せていることから、補助金の補助対象経費として馴染まない支出であるため、日当については除外すべきものとする。

下表のとおり、当該 2 社 4 件に支払った補助金 7,891,692 円のうち 247,166 円は日当に対応する部分であり、事業主体の従業員等に支払っている日当については、補助対象経費等には該当しないものと認められる。

因みに、事業主体である全国農業協同組合連合会鳥取県本部は、全輪協からも補助金を受領しているが、全輪協は補助金の算定基礎から日当部分を外して計算している。なお、平成28年度の当該交付要綱では旅費の中から食事代と日当を除くことが明記されている。

(平成27年度)

(単位：円)

事業主体	補助対象経費	補助対象経費のうち日当①	県補助金 (①×2/3)
全国農業協同組合連合会 鳥取県本部	10,367,777	107,500	71,666
全国農業協同組合連合会 鳥取県本部	4,452,279	52,250	34,833
梅津酒造(有)	791,205	136,000	90,666
梅津酒造(有)	389,887	75,000	50,000
計	16,001,148	370,750	247,165

2 鳥取県食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金

(1) 事業概要

区分	交付金
事業期間	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
交付目的	食のみやこ鳥取県の推進に向けた農水産業団体の自主的な取り組みを推進するためのソフト事業を幅広く対象とする。ただし、継続的な事業であっても、食のみやこ鳥取県の推進に向けた取り組み内容の向上や創意工夫が認められないものは除く。
交付先	鳥取県内の農水産業団体等 1 農業協同組合、農業協同組合中央会 2 漁業協同組合、水産加工業協同組合 3 農業協同組合連合会
交付金額	上記の対象者ごとに最低保証額を算定し、組合規模等に応じて予算額を配分する。

(2) 監査の結果

ア 予算の効率的執行【意見】

農業協同組合は県内の6農協に対して13,000,000円の予算額で措置されている。それぞれの農業協同組合に交付する金額は、交付要綱の第4条で最低保証額と調

整交付額を算定し、それぞれの農業協同組合等に内示している。

平成 27 年度は鳥取いなば農業協同組合と大山乳業協同組合が予算の執行不足となっているが、鳥取中央農業協同組合、鳥取西部農業協同組合、鳥取県畜産農業協同組合及び J A 鳥取県中央会は内示額を適正に執行している。

交付要綱では、農業協同組合及び農業協同組合中央会に対して 13,000,000 円の予算措置となっており、個々の組合に執行不足分が発生するような場合、例えば内示額を超えて補助目的に該当する事業活動を実施している鳥取中央農業協同組合や鳥取西部農業協同組合等に配分するなど、効率的な執行を図るべきである。

10 月末の事業実施状況を 11 月に報告することになっているが、11 月に事業の進捗状況を確認しても予算措置が出来ないのであれば、進捗状況の確認を後倒して実施した上で、予算配分の見直し及び内示額を変更するなどして、当初の内示額以上に事業を行っている組合に効率的な予算執行を行うべきである。

平成 27 年度 予算額

- ・ 農業協同組合 6 組合に対して 13,000,000 円
- ・ 全国農業協同組合連合会鳥取県本部に対して 7,000,000 円
- ・ 鳥取県漁業協同組合に対して 4,000,000 円

平成 27 年度 確定額

- ・ 農業協同組合 6 組合に対して 11,372,260 円
- ・ 全国農業協同組合連合会鳥取県本部に対して 7,750,000 円
- ・ 鳥取県漁業協同組合に対して 1,282,500 円

【平成27年度食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金活用実績一覧表】

団体名称	対象事業の概要
鳥取いなば農業協同組合	1 直販事業の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 直売所視察研修 ・ ネットショップの更新 ・ 主要品目を中心とした試食宣伝等、各種イベントへの参加 ・ 販促資材の製作 2 農産加工品開発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 黒らっきょうエキスをを用いた新商品開発 ・ 規格外品（らっきょう、果実）を活用した商品開発、試験製造

鳥取中央農業協同組合	<p>1 直売所の消費拡大PR</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産者と消費者との交流会実施 ・農畜産物のPR活動・試食販売会の実施 <p>2 中部発！食のみやこフェスティバル参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、中部全体の情報発信と地産地消推進を図った <p>日程：平成27年6月27日～6月28日</p> <p>場所：倉吉市駄経寺（大見堂廃寺跡、倉吉未来中心）</p> <p>3 県外商談、農産物試食宣伝会・交流会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販路拡大のための県外商談 ・県外スーパーでの顧客獲得のための試食宣伝会、交流会の開催 <p>4 新商品PR</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三朝神倉大豆を使用した商品のPR・販路拡大 ・新商品開発
鳥取西部農業協同組合	<p>1 販売促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管内産特別栽培米の県外百貨店等における試食販売実施 ・ブロッコリーや白ネギ等の販路拡大のための県外商談、視察研修 ・管内梨・柿の知名度向上をねらったメディア活用等 <p>2 消費者交流イベントの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直売所を活用した消費者交流を目的としたイベントの開催 <p>3 食農教育と管内消費者に対するJAのPR</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管内小学生を対象とした農業体験学習「こどもアグリスクール」の実施と米フェスタの開催 ・管内消費者向けのタブロイド紙（そよかぜプラス）の発行と新聞折込
大山乳業農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏における高付加価値牛乳（パスチャライズ牛乳）の販売促進 ・県産農産物とコラボしたプレミアムアイスクリームの商品開発 ・海外市場への販路開拓のための取り組み
鳥取県畜産農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・県外販売推進の実施 ・京都生協、コープ滋賀における試食宣伝販売や学習会への

	<p>参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料理教室の実施
鳥取県漁業協同組合	<p>1 漁協直販事業の充実化と流通販売事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関西高級百貨店での県産魚介売場確保 ・県外の食イベントへの参加 <p>2 販促資材作成</p>
鳥取県農業協同組合中央会	<p>1 県産販売促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直売施設を活用し年間を通じた県産品のPR ・食育プロジェクト企画団体とコラボした食育イベントの実施 ・市場状況調査（直売所における顧客動向調査）（鳥大へ依頼） ・県内直売所のPOSシステムデータを分析し、販売に活用 <p>2 情報発信事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販促資材の作成
全国農業協同組合連合会鳥取県本部	<p>1 野菜等消費拡大事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・量販店・生協でのらっきょう漬け方講習会、試食宣伝販売の実施 ・消費の底辺拡大としての食育活動実施 ・宣伝資材製作 <p>2 青果物出荷販売懇談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青果卸売市場関係者との交流を深め、有利販売を狙い、懇談会を開催 <p>3 果実消費拡大事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種広告媒体を通じた宣伝とプレゼント企画 ・ポスター、のぼり等販促資材の作成 ・百貨店、量販店での試食宣伝会実施 ・東京モノレールでのステッカー貼付 <p>4 6次産業化促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JAグループが開催するマルシェやコンテスト、商談会等に出展 <p>5 鳥取県産米PR事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビCMの実施 ・JR大阪駅への看板設置

3 おいしい鳥取PR推進事業費補助金

(1) 事業概要

区分	補助金
交付目的	鳥取県農林水産物及び農林水産加工品の販路開拓と消費拡大を図り、もって生産者及び事業者の生産意欲の向上と本県産業の振興に資することを目的として交付する。
交付先	鳥取県産直協議会ほか12件 (下表のとおり)
補助金額	1,510,724円 (下表のとおり)

【交付先一覧】

(単位：円)

団体名	事業費	確定額
鳥取中部イノシシ肉販路開拓振興会	243,698	121,849
居酒屋大サーカス in 京都鳥取県チーム	608,490	300,000
大山スマイルファーム	304,216	150,000
鳥取県産直協議会	1,080,268	230,864
青谷ようこそ館野菜市	59,879	29,939
こばやし農園	321,420	150,000
あきたブルーベリー農園	251,156	125,578
鳥取県花き振興協議会ニューアイテム開発部会	26,420	13,210
風のマルシェ	248,374	124,187
I MO	217,727	108,863
梨一筋百年さんこうえん	157,208	75,000
未来へつなぐらっきょう将来ビジョン研究会	42,468	21,234
井上青輝園	129,600	60,000
合計	3,690,924	1,510,724

(2) 監査の結果

ア 補助金交付要綱の消費税及び地方消費税に関する規定について【意見】

本補助金は、「おいしい鳥取PR推進事業費補助金交付要綱」において消費税抜きの補助対象経費を算定基準として補助金を交付する旨の規定がないことから、消費税込みの補助対象経費を算定基準として補助金が交付されていた。確認したところ、以前より本補助金の補助対象者は小規模な事業団体しかおらず、消費税及び地方消

費税（以下、「消費税等」という。）の課税事業者となるような事業者はいないであろうとの考えから、補助金交付要綱に消費税抜きの補助対象経費を算定基準として補助金を交付する旨の規定をしていない、との回答であった。なお、補助対象者が消費税等の課税事業者か免税事業者かの確認は行っていないとのことである。

消費税法等によると、消費税等は事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生ずるが、生産及び流通の各段階の取引で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上げ（消費税等の課税対象となる資産の譲渡等）に係る消費税額から課税仕入れ（消費税等の課税対象となる資産の譲受け等）に係る消費税額を控除（以下、「仕入れ税額控除」という。）する仕組みが採られている。

したがって補助対象者が消費税等の課税事業者の場合、補助対象経費の内、課税仕入れに該当するものについては、上記の仕組みにより確定申告の際に課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除することにより、当該経費に係る消費税額を実質的に負担しないこととなり、消費税込みの補助対象経費を算定基準として補助金が交付されると、結果として、消費税部分については補助金の過大交付となる。

早急に補助金交付要綱において消費税等についての規定をするとともに、補助対象者について、消費税等の課税事業者か免税事業者かの確認を行い、課税事業者の場合には補助金の過大交付の問題が発生していないか確認をする必要がある。

イ 事業完了年月日の記載及び実績報告書の提出期限の徹底について【意見】

当補助事業についての、補助金実績報告書の提出期限は「おいしい鳥取PR推進事業費補助金交付要綱」の第8条第1項に「補助事業の完了の日から30日を経過する日」と定められている。また、様式第1号の事業計画（実績報告）書及び収支予算（決算）書に記載されている「事業完了（予定）年月日」の定義について確認したところ、「補助対象経費の最終支払日」とのことであった。

提示された資料の監査を行ったところ、補助対象経費の最終支払日が平成27年11月29日であるにもかかわらず、事業完了年月日が平成27年12月10日となっており、補助金実績報告書の提出日が平成28年1月14日と明らかに遅延しているものや、補助対象経費の最終支払日が平成27年11月20日であるにもかかわらず、事業完了年月日が平成27年12月20日と記載されているのが確認された。

速やかに報告書の提出を受けて事業内容の精査を行う必要があることから、今後はこのようなことがないように規定どおりに報告書の提出を受けるようなチェック体制の構築をすべきである。また、事業完了年月日は実績報告書の提出期限日にも関わってくるため、事業完了年月日の定義について補助金交付要綱に記載するなど、補助対象者への周知を図る必要がある。

ウ 補助対象経費の範囲について【意見】

補助対象経費について調べたところ、鳥取県産直協議会の補助対象経費の中に「食事代」として合計 291,610 円、風のマルシェの補助対象経費の中に「食事代」として合計 46,575 円、IMOの補助対象経費の中に「ジェラート試食、交流会」の経費として合計 18,812 円が確認された。これらの経費は「おいしい鳥取PR推進事業費補助金交付要綱」の補助対象経費の範囲として規定されていないものである。

担当者に確認を行ったところ、「平成 26 年 3 月に補助金交付要綱の改正が実施され、改正前の補助金交付要綱での補助対象経費については以下の記載となっており、補助金交付要綱の改正後も補助対象経費の範囲に変更はないことから、改正前と変わらず『食事代等』は補助対象経費として認められるものと考えていた。また、今回の『食事代等』については『会議費』に含まれると考えており、補助対象経費として認められる」との回答であった。

しかしながら、改正により補助対象経費の範囲から食事代が削除されていること、また、仮に食事代が会議費だとする場合の会議費と食事代の区分も不明確なことから、補助対象経費の費用について再度見直しをされたい。

また、補助金交付要綱の改正に伴い、補助対象経費の規定内容について変更があったにも関わらず、補助対象経費の範囲について、改正前の補助金交付要綱を判断基準にしていることが推量され、その改正内容の周知徹底を十分に行われたい。

【補助対象経費】

- ・謝金（委員謝金、専門家謝金、講師謝金、消費者受け入れに係る謝金）
- ・旅費（委員旅費、専門家旅費、講師旅費、職員旅費、消費者招へいに係る経費）
- ・庁費（原材料費、機械装置又は工具器具購入費、製造・改良又は据付けに要する経費、外注加工費、コンサルタント雇用料、会議費、会場借料、会場整備費、デザイン料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費、機械器具借料及び損料、資料作成費、原稿料、保険料）
- ・工事請負費、委託費（実施事業の一部を委託する経費）

※工事請負費及び委託費については、県内事業者が施工を行ったものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

【補助対象経費（改正前 一部抜粋）】

販路開拓・消費拡大のための新たな取り組みに要する次の経費（中略）

(2) 消費者・生産者産地交流

県外の販売先等を通じて消費者を募集し、本県で農業体験、生産者との交流会等を開催する経費

バス借り上げ代、農林水産物代、食事代、保険代、消耗品費、使用料、打合せ経費等（後略）

4 食の安全・安心プロジェクト推進事業補助金

(1) 事業概要

区分	補助金
交付目的	本県食料品製造業者の安全・安心への対応による差別化を通じて県内食料品製造業の底上げを図り、県外・国外への取引先・販路拡大を目指すため、県内事業所の認証取得や衛生管理対策等を促進することを目的として交付する。
交付先	大山乳業農業協同組合ほか 10 件
補助金額	11,049,416 円

(2) 監査の結果

ア 本補助事業の実施日程の〔終了日〕の記載について【意見】

補助事業実績報告書に記載されている「本補助事業の実施日程の〔終了日〕」の定義について確認を行ったところ、実績報告書の添付書類が全てそろった日（補助対象経費に係る領収書受領日のうち最も遅い日、又は本補助金により取得した食品安全規格の認証通知日のいずれか遅い日）とのことであった。

補助事業実績報告書及び補助事業収支決算書について監査を行ったところ、本補助金により取得した食品安全規格の認証通知日が平成 27 年 10 月 29 日であるにもかかわらず、平成 28 年 3 月 20 日を「本補助事業の実施日程の〔終了日〕」として記載しているものがあつた。

速やかに報告書の提出を受けて事業内容の精査を行う必要があることから、今後はこのようなことがないように規定どおりに報告書の提出を受けるようなチェック体制の構築をするべきである。また、補助金公募要領に「本補助事業の実施日程の〔終了日〕」の定義について記載するなどして、補助対象者への周知を図り、「本補助事業の実施日程の〔終了日〕」には定義に従った日付を記載させるようにする必要がある。

イ 平成 25 年度食の安全・安心プロジェクト推進事業補助金

(ア) 交付先の概要

交付先	K(株)
補助金額	2,843,861 円

【収入の部】

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
自己資金	3,046,250	2,843,861	△202,389	
県補助金	3,046,250	2,843,861	△202,389	
合計	6,092,500	5,687,722	△404,778	

【支出の部】

(単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	差額 (b)-(a)	摘要
委託費	2,230,000	2,230,000	—	食品安全・品質マニユアルの作成など
旅費	1,380,000	980,222	△399,778	コンサルタント旅費
研修費	1,402,500	1,627,500	225,000	
認証審査費	1,080,000	850,000	△230,000	
合計	6,092,500	5,687,722	△404,778	

(イ) 補助対象経費の消費税等の課否判定誤りによる補助金の過大交付について

【指摘事項】

補助対象経費については、補助金交付要綱第 4 条第 2 項において「(仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)」と規定されており、消費税抜きの金額で補助対象経費とすることとされている。

補助事業収支決算書の監査を行ったところ、「旅費」980,222 円については、消費税込みの金額で計上されていた。補助対象経費として計上すべき「旅費」は消費税抜きの 925,382 円であり、その結果、補助対象経費の決算額 5,632,882 円

が補助金の算定基準額となり、補助金交付決定額は、算定基準額の1/2である2,816,441円とする必要があった。結果として、補助金が27,420円過大に交付されている。

(単位：円)

補助対象経費 a	適正な補助金 交付額 b=a×1/2	実際の補助金 交付額 c	過大交付額 c-b
5,632,882	2,816,441	2,843,861	27,420

上記に記載されている過大に交付された補助金については返還を求めるべきである。また、今後は「補助事業実績報告書」に添付されている決算書を精査することで、補助金の額の確定額に誤りが生じないように注意するとともに、チェック体制の見直しも検討するべきである。

5 「食のみやこ鳥取県」輸出支援体制整備事業業務委託

(1) 事業概要

区分	委託料
委託先	(公財)鳥取県産業振興機構
事業内容	(1) 台湾における鳥取県物産展開催 (2) マカオにおけるレストラン等をターゲットとした鳥取県産の食材加工食品のプロモーションの実施
契約方法	随意契約 ＜随意契約の理由＞ 本委託契約は委託先が有する台湾小売店（微風広場）及びマカオ輸入業者（機構CDは元マカオ駐在）とのネットワークに基づき委託するもので、委託先のみ行うことが可能なため。
委託期間	平成27年4月9日から平成28年3月31日まで
委託金額	3,529,000円 契約書上、「3,529,000円を限度として、委託業務の実施に要する費用（以下「委託料」という。）を委託先に支払うものとする」とされており、検査復命書の委託費実績内訳の合計額が2,133,021円であったため、実際の委託料の支払額は2,133,021円である。

(2) 監査の結果

ア 委託料の算定について【意見】

台湾、マカオでの販路拡大事業を目的に(公財)鳥取県産業振興機構と契約金額 3,529,000 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税 261,407 円)で業務委託契約を締結している。

事業は台湾の台北市で行われた「2015 鳥取県物産展 in 台湾—微風広場」に県内企業 15 社が出品し、そのうち 3 社が現地入りし販促活動・表敬訪問を行い、台北における市場調査と継続的販路拡大の可能性を調査するものである。

出張期間は平成 27 年 9 月 16 日から 21 日の 6 日間である。

検査復命書は平成 28 年 5 月 10 日に作成されている。

検査場所は市場開拓局販路拡大・輸出促進課内において行い、次の書類を実地に検査している。

- ・委託事業の関係書類一式(申請書・完了報告書)
- ・支払関係の請求書・領収書等

完了報告書の委託費実績内訳の内容について、予算額は税込みで記入されているが実績額は税抜きで記載され最後に消費税等を加えた形となっている。

支払関係の請求書や領収書等は検査者が確認しただけで写し等の添付はないが、本来消費税等が課税されない租税公課(印紙税)に対して消費税等が上乗せされて支払われている。また、旅費交通費についても、JTBの請求書(海外渡航費等)に基づいて支払ったものであるが、本来海外渡航費の請求には消費税等が課税されていない取引(免税取引)であり、それに対しても消費税等を上乗せして支払っていた。

委託費であるため役務の対価として消費税等を上乗せして払うことには理解できるが、当該契約の「委託業務の実施に要する費用を委託先に支払う」との規定や実績内訳書により委託料が支払われることから、いわゆる実費弁償的な契約であり、その費用の中にそもそも消費税等が課税されていない支払に対して消費税等を上乗せして支払うことは疑問である。今後においては、明らかに実費弁償となる消費税等の課税されていない経費等については、立替払いの精算等の手段で実費精算を検討すべきと思われる。

6 ミラノ万博での日本館ステージイベント及びジャパンサローネ出展等業務委託

(1) 事業概要

区分	委託料
委託先	(株)B

事業内容	ミラノ万博での日本館ステージイベント及びジャパンサローネへのブース出展等
出展目的	日本遺産第一号に認定された「三徳山」や鳥取の食、地酒、民芸品、まんがを紹介し、鳥取県の魅力をまるごと発信することにより、認知度向上及び観光客の誘客を図る。
委託期間	平成27年6月29日から平成27年10月31日まで
委託金額	17,766,000円 (うち消費税及び地方消費税の額1,316,000円)

(2) 出展予定催事の概要

ア 2015 ミラノ国際博覧会 日本館イベント広場

時期	平成27年7月6日(月)12:00~13:00
場所	イタリア共和国ロンバルディア州ミラノ県ロー市
概要	・ステージイベントでの鳥取県PR ・メディアを活用した鳥取県の露出

イ ジャパンサローネ

時期	平成27年7月5日(日)~7月9日(木) 5日間
場所	イタリア共和国ロンバルディア州ミラノ県 ステッリーネ宮殿
概要	・ブース(2m×3m)における、漫画、食、観光をテーマにした鳥取のPR

ウ 出展方針

鳥取県を催事参加者及び観光客にPRすることで、鳥取県の魅力を発信するとともに、各国から鳥取県への実質的な誘致に繋げる。

エ PRの基本方針

- ① 「水木しげる」、「青山剛昌」、「谷口ジロー」といった鳥取県出身の漫画家の作品で集客を募ること。
- ② 県内観光地や食、民芸品などの鳥取県の魅力を発信すること。
- ③ メディアを活用し、国内外へ鳥取県の取り組みを広めること。

オ 出展業務内容

- ① ブース使用料等の支払い

- ② 催事主催者との連絡調整
- ③ 会場内の設営（ステージの装飾、展示物の展示、ブース設営 等）
- ④ 展示物の作成（パネルやステージ看板 等）
- ⑤ 集客促進のための演出等
- ⑥ 展示物の輸送等（会場への搬入・搬出 等）
- ⑦ 通訳及び司会者の配置
- ⑧ ステージイベント及びブース運営等に係る業務を統括する責任者を会場に常駐させること。
- ⑨ メディアを活用した、鳥取県の活動及び取り組みの放送
- ⑩ その他上記業務に付随する業務

（3） 監査の結果

ア 委託経費の実績内訳の記載誤りの放置について【指摘事項】

（株）Bは業務費総額 16,450,000 円（税抜き）で受注し、別途消費税等として 1,316,000 円で請負契約書を作成している。

しかし、「ミラノ万博にかかる（株）Bに対する委託経費の実績内訳」では、税抜きの請負金額は 16,820,485 円で消費税等が 945,515 円になっている。

契約書を作成した際の見積書は、海外への渡航費用や海外での宿泊費を請負であるため課税としていたが、実績内訳書では海外渡航費や宿泊費、輸送費を非課税として調整したため、当初の海外渡航費等に係る消費税等相当額について役務金額を任意に増額し消費税込みの委託契約金額の総額に安易に帳尻を合わせているものである。

役務金額を増額したのであれば変更契約書を交わす等の方法をとるべきである。

イ 契約書作成時の相当なる注意義務の怠り（印紙税不納付文書の放置）【意見】

（株）Bとの契約書は、印紙税法に規定する 2 号文書「請負に関する契約書」に該当し 20,000 円の印紙税を納付する必要があるが、当該文書には印紙が貼られていない。

県は地方公共団体であるため、印紙税法第 5 条において非課税法人であり、地方公共団体が作成する文書は非課税とされている。なお、印紙税法第 4 条第 5 項、6 項において、共同して作成する文書はおおむね各当事者が 1 通ずつ所持するという実態をとらえて、地方公共団体が所持する文書は他のものが作成して地方公共団体に交付したもの、他の者が所持する文書は国等が作成したものと仮定し、地方公共団体が所持するものについてだけ課税することとしている。県自体は納税義務を課されないが、契約書本体は県が作成しているものであり、契約時に印紙貼付する必要がある旨の指導文書を作成するなどし、印紙の貼付について誤りのないよう指導

すべきである。

7 香港における鳥取県プロモーション企画実施業務委託

(1) 事業概要

区分	委託料
委託先	Vリミテッド（香港）
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・株式会社ドールと連携した二十世紀梨の販路拡大及び新品種（新甘泉、なつひめ）のブランド化に向けたプロモーション・EGLツアーズによる本県へのチャーターツアー及び既存定期便を利用したタイアップ商品のPRによる誘客促進・日本料理店での「鳥取県フェア」開催による県食材のPR
業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・本企画にかかる現地でのPR事務局機能・ABCクッキングスタジオのメディア向けイベントの実施・メディアツアーの実施
委託期間	平成27年8月1日から平成27年11月30日まで
委託金額	2,631,514円（変更後4,676,781円）

(2) 監査の結果

ア 委託金額の精査について【意見】

当初の契約は上記の業務内容で行っているが、平成27年9月7日に変更契約書を締結し、委託金額を「金2,631,514円」から「金4,676,781円」に増額する契約を締結している。

上記の業務内容に、知事のトッププロモーション活動を加えた業務仕様書に変更し、2,045,267円の増額の変更契約書を締結している。しかし、原契約でもPR活動は盛り込まれている。

また、当該契約においては見積書等も作成されておらず、具体的な費用の検討がされないまま契約しているものと認められる。このように、当初契約額の倍近い増額がされた場合、県の予算を使用して行うPR活動である以上、見積書の作成は当然のことながら、増額による費用対効果も含め、委託金額の精査を厳正に行うべきと考える。

【知事トッププロモーション活動】

実施期間	平成 27 年 9 月 12 日から平成 27 年 9 月 13 日
事業内容	① 店頭での梨の販促活動（2カ所） ② 現地メディアへの知事会見 ③ 現地ブロガーへの観光プレゼンテーション

第2 食のみやこ推進課

1 初めての6次産業化バックアップ事業費補助金

(1) 事業概要

区分	補助金
交付目的	意欲ある小規模農林漁業者が行う6次産業化の取り組みを支援することにより、元気な農林漁業者を育成し、地域農林水産業の振興、地域経済の活性化を図ることを目的として交付する。
事業目的	農林漁業者、農林水産業を営む法人、任意組織で初めて6次産業化に取り組む者に対し、6次産業化に係る推進及び生産体制を含めた施設・機械整備等を補助する。
事業概要	主な事業内容は、下表のとおり
交付先	A団体B支所ほか6件
補助金額	補助金交付要綱第3条において、「県は、交付目的を達成するため、別表第1欄から第5欄の規定により、予算の範囲内で本補助金を交付する。」とされており、実際の補助金額は下表のとおりである。

【事業内容】

交付先	内容及び補助金額
A団体B支所	地元で漁獲される未利用魚等を使用した安心、安全な加工品の製造販売することによりBの知名度のアップを図ると共に地域の活性化ならびに、原魚相場の底上げをするもの。(500,000円)

個人R	自ら栽培する有機農産物等をポン煎餅及びポン菓子として加工販売する。 (490,000円)
株S	特別栽培米のコシヒカリと日本晴をブレンドした「きらり」を原料に、どぶろくを製造し、観光宿泊施設「T荘」等で販売することで地域活性化を図る。 (256,378円)
個人Y	自ら栽培する酒米（鳥姫）をポン菓子加工し、大粒のポン菓子の製造・販売を行い、コメ消費拡大につなげる。 (462,666円)
個人M	自ら生産するサツマイモ（紅はるか）地元量販店（スーパー3店舗）に設置した焼き芋機で焼き芋に加工し、消費者に販売する。 (500,000円)
個人S	生芋だけではなく焼き芋を売ることによって収益性の向上を図る。 (186,666円)
団体C	C町の伝統食である「やたら漬け」を販売することにより、郷土食への認知度向上と若い世代へ味の継承を図る。 (229,357円)

(2) 監査の結果

ア 交付要綱における事業実施主体についての不明確な規定について【意見】

交付要綱第2条（交付目的）において、「本補助金は、意欲ある小規模農林漁業者が行う6次産業化の取り組みを支援することにより、元気な農林漁業者を育成し、地域農林水産業の振興、地域経済の活性化を図ることを目的として交付する。」とし、また同第3条（補助金の交付）において別表の第2欄（事業実施主体）に掲げる者に対して、予算の範囲内で本補助金を交付するとしている。

A団体B支所は団体Aの一支所であり、別表第2欄によると「農林漁業者、農林水産業を営む法人、任意組織（規約を有し、農林水産業者で構成されている団体）」としており、法人単位の申請を前提としているにも関わらず、支所単位の申請を受理し補助金を交付している。担当課では各支所により水揚げ魚種が異なることから、その取り組みも異なっている実態を踏まえて一支所を交付対象者としたとのことだが、交付要綱の規定では事業実施主体に該当しない者に交付しているものと認められることから、交付対象者が明確となるように交付要綱を規定すべきである。

イ 補助対象経費の支出先の適正について【意見】

株式会社Sの実績報告に係る調書を確認したところ、補助対象設備（米低温貯蔵庫）の取得について、契約事業者と相見積もり事業者が同じであり、同程度機種として容量の違う機種（価格差は1,852円）を比較し決定していた。実施計画書で求めている相見積もりや機種選定理由については、補助金対象経費だからというだけでなく、真に必要とされる諸設備の取得についてお手盛り価格を除外し、その結果として適正価格での取得と交付対象事業者自身の負担軽減につながることを目的にその添付を求めているのであり、県も審査段階で十分指導する必要がある。

また、関連して、外注としてデザインを発注したU(有)の代表者と検査検収担当者の名字が同一であったため、関連を確認することを依頼したところ、同族関係者（親子間）とのことであった。担当官は、同族関係者との取引を禁止する規定が無いことや、補助金対象事業者は株式会社であり、その経費の支出先についても一定のガバナンスのもとで決定されていることが推量されることから特に問題は無いとしているが、このような補助対象経費となる支出であれば、特に支出先が事業責任者と同族関係者である場合等、お手盛りの経費計上となりやすいので、実際のデザインの選定経緯及び公募やコンペ等の実施の有無について確認する等、恣意的経費の未然防止の観点から、補助対象経費の審査を厳正に行うべきである。

ウ 実績報告書に係る調査復命書の記載並びに添付資料について【意見】

実績報告書に係る検査の実施にあたり、現地での検査時に補助金活用による導入機器等の目視による確認・写真等による記録、実績報告書の記載内容について領収書等の証拠書類と突合を実施しているとのことであるが、実績報告に係る調査復命書を作成する意味は、当該調査により遂行されたかどうかを判定するための事実確認の報告であることから、補助金交付となった現物の確認写真や取得証拠書類のコピーなどの添付を徹底することによって、検査調書としてより実効性のあるものとすべきである。

2 もうかる6次化・農商工連携支援事業費補助金（スタートアップ型）

(1) 事業概要

区分	補助金
交付目的	意欲ある農林漁業者、連携する食品加工業者等が行う6次産業化や農商工連携による取り組みを支援することにより、元気な農林漁業者を育成し、地域農林水産業の振興、地域経済の活性化を図ることを目的として交付する。
事業目的	農産加工グループ等による県産農林水産物を使用した加工品づ

	くりの施設整備を支援するもので、具体的には食品加工に必要な備品購入（3万円以上のもの）を支援。 (補助率1/2、補助上限1,000千円)
事業概要	主な事業内容は下表のとおり
交付先	Yグループほか4件
補助金額	補助金交付要綱第3条において、「県は、交付目的を達成するため、別表1の第1欄から第7欄の規定により、予算の範囲内で本補助金を交付する。」とされており、実際の補助金額は下表のとおりである。

【事業内容】

交付先	内容及び補助金額
I 農園	<ul style="list-style-type: none"> ・もうけるそば事業（栽培～加工・販売） 年々遊休農地、耕作放棄地が増える中そばの栽培に取り組み、蕎麦屋を開店するかたわら、その蕎麦屋での玄蕎麦、蕎麦粉での販売に対応するため高能率な製粉機の導入を図る。 (347,500円)
Yグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ほしほし商品計画 地元農産物を有効利用し、県内外に安心安全な加工食品を提供する。 (132,500円)
個人 I	<ul style="list-style-type: none"> ・黒らっきょう加工を始めるための設備整備 (960,000円)
A 農園	<ul style="list-style-type: none"> ・スプーン一杯の発酵ハーブふりかけ 希少性の高い栽培ハーブ（発酵液）を使ったペットフードの製造販売の実施 (435,568円)
個人 N	<ul style="list-style-type: none"> ・自然栽培原料を利用した植物油の製造販売。 自然栽培で生産した各種油糧作物（ごま、えごま、落花生、菜種）を直圧式搾油機で搾油し販売。 (1,000,000円)

(2) 監査の結果

ア 補助対象経費の購入資料の厳正なチェック 【意見】

個人 I への補助対象経費は食品加工に必要な備品の購入費用であるが、購入実績の証拠書類として、購入先からの請求書、領収書のコピー添付があるものの、その

証憑には住所及び屋号のみの記載であり、代表名（個人事業の場合）及び電話番号の記載がなく、更に領収書には印紙すら貼付されていないものであった。資料から推測する限り不自然であり、補助金の性格から考えると審査段階での厳正なチェックをすべきである。

イ 実績報告に係る調書の記載誤り【指摘事項】

事業主体であるYグループの補助金の交付について、「実績報告に係る調査復命書」が作成されているが、その指令経過の事業主体欄には、全く別人の氏名が記載されていた。単純な記載誤りと理解するが、「実績報告に係る調査復命書」の作成目的を考えた場合、形式的かつ安易な調査復命書となっていると言わざるを得ない。添付条件となっている資料や記載事項のチェックと併せて、確認時の現物の写真等を追加添付するなど、適正かつ厳格な調査復命書を作成すべきである。

3 食のみやこ鳥取県推進事業費補助金

(1) 事業概要

区分	補助金
交付目的	県産食材を用いた名物料理の開発とPRによる地域振興を進めるとともに、郷土料理の普及を図ることを目的として交付する。
事業目的	「食のみやこ」のイメージアップ、情報発信及び食文化の普及、農林水産加工品及び料理の商品開発、農林水産物及び農林水産加工品の販路拡大、県産品の利用促進並びに学校給食等への食材提供を推進し、消費者への県内産品の提供を図るとともに、農林水産業者の所得確保や元気な農林水産業者などの活動を助長することを目的として交付する。
事業概要	主な事業内容は下表のとおり
交付先	(公社)鳥取県栄養士会ほか12件
補助金額	補助金交付要綱第3条において、「県は、交付目的を達成するため、別表第1欄から第4欄の規定により、予算の範囲内で本補助金を交付する。」とされており、実際の補助金額は下記のとおりである。

【事業内容】

事業名	交付先	内容及び補助金額
-----	-----	----------

「食のみやこ鳥取県美味しい郷土料理普及推進事業」	(公社)鳥取県栄養士会	(公社)鳥取県栄養士会が、会員を対象に、鳥取の伝統料理・郷土料理及び旬の料理の普及・伝承を行い、病院、社会福祉施設及び学校等での県産食材の利用促進を図るための事業に補助。 (900,000円)
「食のみやこ鳥取県調理の技普及推進事業」	(一社)鳥取県日本調理技能士会ほか1件	自治会、職場及び学校等を対象に県食材を多面的に利用した料理の普及を行い家庭での県産食材の利用促進を図るための事業に補助。(1,160,000円)
県産魚ブランド発信事業	鳥取県産魚PR推進協議会	県産魚のブランド向上を図り、消費拡大を促進するための事業に補助。 (1,470,073円)
松葉ガニトップブランド事業	鳥取県産魚PR推進協議会	鳥取県産「松葉ガニ」のうち、大きさ・品質・型ともにトップレベルの松葉がにをトップブランドとして差別化し、ブランド化を推進する事業へ補助。 (1,600,038円)
ジビエビジネス化支援事業	(株)Bほか5件	地元のジビエ(野生鳥獣肉)を使用した加工品・料理の商品化を図るための事業 (1,322,656円)
県産牛肉販売強化支援事業	鳥取県牛肉販売協議会	県産牛肉販売拡大のためのPRに係る事業 (870,593円)
とっとりバーガーフェスタ支援事業	とっとりバーガーフェスタ実行委員会	地元食材を活用したご当地バーガーによって鳥取県の食の豊かさを広く情報発信する「とっとりバーガーフェスタ」の実施 (3,718,771円)

(2) 監査の結果

ア 継続的な定額補助金交付者に対する深度ある検査確認の実施について(食のみやこ鳥取県美味しい郷土料理普及推進事業)【意見】

(公社)鳥取県栄養士会が実施する、「食のみやこ鳥取県美味しい郷土料理普及推進事業」は例年予算規模が同額の900,000円となっており、県の補助金も例年900,000円となっている。同者の平成25年度、平成26年度及び平成27年度の事業計画書及び予算書、決算書を確認したところ、合計の予算額と決算額が同額であった。また、

事業内容についても講習会数等や参加人数は相違するものの、例年同じ内容となっており、新しい事業の取り組み等も報告書においては確認できなかった。更に、決算末に消耗品等（シャープペン、4色ボールペン、ダブルクリップ、フラットファイル、P P C用紙等）を購入したとして予算額と決算額が同額となっているが、領収書での支出の確認はできるものの、納品書や請求書に日付が空欄であるなど証憑類についても不自然な点が認められた。例年同じ予算額で同額の決算額が計上されていることは、通常考えられない。

以上の状況を検討すると、当該補助金が例年慣習化されていることが原因と考えられることから、担当課は補助実施事業のマンネリ化防止の観点はもちろん今後の定額補助の継続性のあり方も含めて、事業内容並びに決算内容の厳正な精査を実施されたい。

イ 補助事業の目的に沿った実施事業内容の明確化について（食のみやこ鳥取県調理の技普及推進事業）【意見】

（一社）鳥取県日本調理士技能士会、（一社）鳥取県調理師連合会が行う「食のみやこ鳥取県調理の技普及推進事業」は料理講習会や発表会を通じて、県産食材を利用した料理の普及や県産食材の利用促進を図るとされ、それぞれに毎年580,000円の補助金が支出されている。両者の実績報告書により実施内容を確認したところ、料理教室等の開催内容が報告されているがメニュー等の内容から県産食材の利用について全く触れられておらず、本来の補助事業の目的が達せられているか判断することができない。前項の意見同様、例年定額の補助事業であることを含め、交付目的に沿った事業内容であるかどうか厳正な精査を実施されたい。

ウ 実績報告書の記載誤り（県産魚ブランド発信事業）【指摘事項】

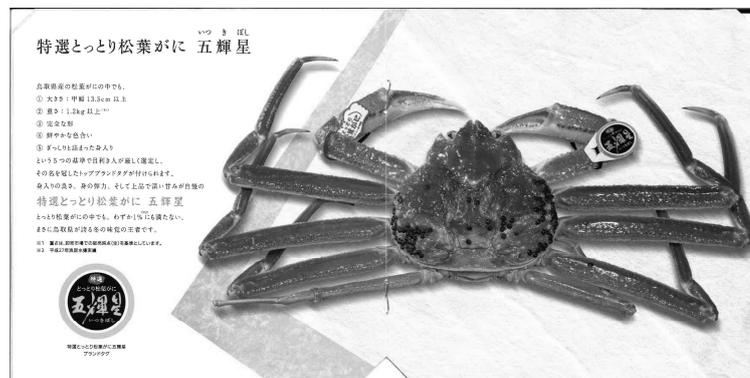
鳥取県産魚PR推進協議会の県産魚ブランド発信事業の実績報告書によると、補助対象経費として、松葉ガニの特産化項目で支出内容に記載されている「五輝星のぼり100枚@300円」として記載されているほかに、PR資材作成項目として、同じく「五輝星のぼり100枚@300円」として記載されていた。確認したところ、明らかに報告書の記載誤りであったが、誤った記載に基づき報告された実績報告書が、形式的な審査により処理されているものと認められる。適正で厳格な審査が行われているのか疑問であり、不適切である。

エ 交付目的に沿った合理的な執行について（松葉ガニトップブランド事業）【意見】

松葉ガニトップブランド事業の補助目的は、「とっとり松葉がに」のうち、大きさ・品質・型とも最上位の松葉がにをトップブランドとして差別化し、ブランド化を推

進する目的で平成 27 年度に補正予算化されたものである。事業報告書を確認したところ、補助対象経費として「特選とっとり松葉がに五輝星」PR用の小冊子の作成費用が支出されているが、同様に県産魚ブランド発信事業補助金においても補助対象経費として支出されていた。県の説明では、当該カニPR小冊子の作成費用が当初見積もりより増加したため、松葉がにトップブランド事業補助金を優先して活用し、不足額を県産魚ブランド発信事業補助金で活用したとのことであった。下表のとおり、冊子の紙面構成や内容から判断する限り、いずれの補助事業も鳥取県のカニの魅力を紹介する事業であることは理解できるが、本冊子には五輝星の紹介ページが少ない等、当該補助事業の本来の目的である松葉がにのトップブランド「特選とっとり松葉がに五輝星」をPRするという目的で作成された小冊子であると言いはない。補助事業の目的とした補助対象経費の支出について、目的と内容が合致したものの、厳密に精査すべきである。また、このように複数の補助金の補助対象経費となる場合は、単に不足額を負担するのではなく、その負担額に合理性を持たせるべきである。

補助事業名の区分	掲載内容	掲載頁数	補助対象経費
県産魚ブランド発信事業	鳥取県のかにの紹介	12頁	91,400円
松葉がにトップブランド事業	五輝星の紹介	2頁	400,000円



松葉がにトップブランド事業 五輝星の紹介ページ

オ 消費税仕入税額控除の確認もれ（ジビエビジネス化支援事業）【指摘事項】

㈱Tのジビエビジネス化支援事業の補助金実績報告書の収支決算書によると、補助対象経費としてPR資料作成費 410,400 円が支出されている。当該支出の収支予算書の記載においても、当該支出が消費税税込み価格を補助対象経費としていることが明らかである。

そもそも、当該補助金を受給した事業者は、収入として消費税について不課税収

入として処理され、一方その補助金で賄われた経費（当該補助対象経費の場合①料理開発のための試作材料費②料理開発後の料理のRR用チラシ印刷費及び作成費）については課税仕入れとして処理されていることが推量される。つまり、このように補助対象経費を税込みで認めることとした場合、補助対象事業者の消費税等の税額計算にあたり、いわば補助金（財源は税金）で課税仕入れ税額を容認することとなり、結果的に事業者の消費税申告において算出される納税額を不当に減少あるいは還付を受けることとなる。よって、従来から補助金の交付要綱等では、消費税税抜き価格をもって補助対象経費としていること、または交付対象事業者の消費税補助金に係る消費税仕入れ控除税額が確定した場合に報告書の提出義務を課すことで、適正な補助事業に係る消費税仕入税額控除の取り扱いを行うこととしていることは、県においても周知されているものと理解している。

なお、当該法人を除く他のジビエビジネス化支援事業の補助金交付対象者の補助金実績報告書を確認するも補助対象経費が税込み価格を対象経費としているのか、税抜き価格を対象としているのか確認することが出来なかった。つまり、補助金審査において補助対象経費の消費税に係るチェック機能が全くされていない事実や、事後的に補助事業対象者から消費税課税仕入に係る報告書の提出がされていない事実が認められた。担当課における消費税等の理解不足なのか、あるいは補助対象経費の審査が形骸的なものになっているのか、いずれにしても不適切と言わざるを得ない。

カ 補助金交付対象者の消費税課税事業者についての確認もれ（共通）【意見】

「食のみやこ鳥取県推進事業費補助金」の交付対象事業者の全てが、消費税等の課税事業者の該当有無について全く審査されていない。交付対象者が課税事業者でない場合、消費税の納税義務もないため、不当に納税額を減少することや、還付を受けることはあり得ないが、消費税の課税事業者である場合、前項の記載のとおり、補助金で本来納税すべき消費税額を減少させる結果になるため、必ず課税事業者の該当有無についてチェックする必要があると考える。このため、交付申請並びに審査時において記載又は添付が要件とされる補助事業の計画書及び収支予算書や法人又は団体の組織概要や決算書に加え、消費税の課税事業者の該当有無について記載する事項を設ける等して、適正な補助対象経費の算定を実施すべきと考える。

キ とっとりバーガーフェスタ支援事業関係資料の監査にあたって（総括）

当該補助金の1件書類綴りを確認したところ、下記の通り、提出書類の記載誤りや添付書類の不備が随所に散見され、補助金交付要綱に沿った処理やその確認が適切に実施されていないことが判明した。これは、単純な記載誤り（ケアレスミス）

との説明であったが、補助金の適切かつ厳格な運用実施を図っていくためにはより深度ある精査報告を行う必要がある、形式的かつ安易な確認と処理顛末であると言わざるを得ない。今後このようなことがないように、審査体制の再構築を図るべきである。

(ア) 事業計画書における記載漏れについて【指摘事項】

補助金交付要綱より、事業計画書（様式第1号）においては「他の補助金の活用の有無」の記載が求められている。「有」、「無」のいずれかに○を付し、「有」の場合には、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載しなければならないが、事業計画書には何らの表記もなされていない。

当該事業においては、県の他に大山町、伯耆町及び江府町よりそれぞれ補助金の交付が行われている。この記載の有無について確認をしたところ、県において他の補助金を受ける場合にのみ記載をするものとの認識であった。しかしながら、補助金に係る問い合わせ先として「団体名」の記載が求められていることから、県以外からの交付も記載対象としているものと考えられる。また、仮に県の補助金のみを記載対象としていたとしても、他に交付が無い場合には、「無」を記載しなければならず、いずれにしても記載漏れであることを指摘する。

(イ) 事業収支予算書における添付書類の不備について【指摘事項】

補助金交付要綱より、事業収支予算書（様式第2号）には「事業実施主体の組織構成が明らかになる書類」を添付しなければならないことが明示されている。当該添付書類の確認を求めたところ、その不備が確認された。これは、本補助金の交付対象先であるとっとりバーガーフェスタ実行委員会へは、バーガーフェスタの支援事業として平成21年度より毎年補助金が交付されており、その双方の継続的な関係性によりチェックが甘くなったとのことであった。

しかし、本補助金は単年度予算に基づく交付であり、継続した事業であっても毎年度改めて申請を行い、補助金交付要綱による厳格な手続き及び審査の後に交付の決定がなされるものである。一般的に事業主体の組織構成が流動性を有していることから、その構成については毎年厳格に確認を行わなければならない。したがって、補助金の対象事業者としての適否を十分に審査することなく交付決定がなされたことは、補助金の交付手続き上、重大な瑕疵があると言わざるを得ない。

(ウ) 概算払希望申出書の記載誤りについて【意見】

希望時期を平成27年4月とした補助金の概算払希望申出書が、資金計画書と

併せて提出されている。この概算払希望申出書には、補助金の交付決定通知の年月日及び番号を記載する欄があるが、補助金の交付決定前に提出する場合には、補助金の交付申請日を下段にかっこ書きで記載することとされている。本申出書においては、補助金の交付決定前の申請になるとのことであるため、当該記載欄には交付申請日を下段にかっこ書きすることになる。補助金の交付申請日は平成27年4月1日であるため、当該日付を記載すべきところ、平成26年4月1日と一年前の誤った日付が記載されていた。

概算払いを希望する場合には、資金計画書の提出があればよく、概算払希望申出書の提出、また、その様式も任意とされているとのことであるが、提出を受ける以上は精査されたい。

(エ) 事業報告書における記載誤りについて【指摘事項】

補助金交付要綱より、事業報告書（様式第1号）には事業完了年月日の記載が求められている。本事業報告書の事業完了年月日を確認すると、平成27年3月30日と記載されている。しかしながら、本補助金事業は平成27年度事業であるため、事業完了年月日は少なくとも平成27年4月1日以降の日付とならなければならない、明らかに記載誤りである。

また、補助金交付要綱第8条では、補助事業の完了の日から20日を経過する日までに実績報告をするよう規定している。これは補助事業が完了した後、速やかに報告書を提出してもらうためのものであり、当該趣旨をも考慮するとその日付の記載については適切に指導及びチェックが行われなければならない。こうした観点から見ると、事業完了年月日に前事業年度の日付が記載された事業報告書が何らの指摘を受けることなく処理されているのは、審査体制が余りにも形骸化していると言わざるを得ない。深度ある精査を行い、補助金交付要綱の厳格な実施をされたい。

(オ) 補助金交付申請書における記載誤りについて【指摘事項】

事業収支予算書（様式第2号）及び事業収支決算書（様式第2号）は、以下のとおりである。

事業収支予算書

1. 収入の部

(単位：円)

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	
			増	減
県補助金	4,000,000	4,000,000	0	0
市町村補助・負担金	3,000,000	4,000,000	0	1,000,000
その他補助・負担金	4,500,000	5,500,000	0	1,000,000

計	11,500,000	13,500,000	0	2,000,000
---	------------	------------	---	-----------

2. 支出の部 (単位：円)

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	
			増	減
とっとりバーガーフェ スタ事業費	11,500,000	13,500,000	0	2,000,000
計	11,500,000	13,500,000	0	2,000,000

事業収支決算書

1. 収入の部 (単位：円)

区分	本年度 決算額	本年度 予算額	比較増減	
			増	減
県補助金	3,718,771	4,000,000	0	281,229
市町村補助・負担金	3,253,925	3,500,000	0	246,075
その他補助・負担金	3,885,515	4,500,000	0	614,485
計	11,385,515	12,000,000	0	1,141,789

2. 支出の部 (単位：円)

区分	本年度 決算額	本年度 予算額	比較増減	
			増	減
とっとりバーガーフェ スタ事業費	10,858,211	12,000,000	0	1,141,789
計	10,858,211	12,000,000	0	1,141,789

事業収支決算書（様式第2号）の収入の部の中で、市町村補助・負担金の本年度予算額が3,500,000円と記載されているが、事業収支予算書の本年度予算額はもともと3,000,000円で計上されている。これは、補助金申請の後に市町村補助金が500,000円増加したため、事業収支決算書において当初予算額を修正した旨の説明があった。

一方で、補助金交付申請書における「算定基準額」の記載欄を見てみると、「（見込み）」の記載が削除されている。これは、算定基準額（補助金も含めた収入合

計額)が確定している場合には「(見込み)」を削除することとされているため、補助金の交付申請がなされた平成 27 年 4 月 1 日時点で補助金も含めた収入の金額が確定していることになる。しかしながら、補助金の概算払いを受ける際に提出されている資金計画書には、補助金に関して 6 月の摘要欄で「江府町 0→50 万になる可能性あり(6 月補正)」と記載されており、事前に算定基準額に変動が生じる可能性を十分に認識している。そして実際に江府町において補助金の交付が行われ、上記のとおり予算額の補正が行われている。

したがって今回のケースのように、後に補助金の額に変動が生じ、算定基準額が変わる可能性があると思われるような場合には、補助金交付申請書の算定基準額の欄に「(見込み)」を記載しておかなければならない。

(カ) 事業収支決算書、補助金実績報告書及び事務調査調書における記載誤りについて【指摘事項】

上記事業収支決算書における収入の部の本年度決算額の合計金額が 10,858,211 円となるどころ、11,385,515 円と記載されている。また、連動して、補助金実績報告書における「実績額」も同様に 10,858,211 円となるどころ、11,385,515 円と誤った記載がなされている。単純な計算間違いによる誤記載と思われるが、指摘及び訂正は行われていない。そして、その誤って提出された決算書等の金額が事務調査調書の事業費の実績額としそのまま内部資料にも用いられている。その事務調査調書には、「3. 調査結果」として、「鳥取県補助金等交付規則及び食のみやこ鳥取県推進事業費補助金交付要綱に基づき適切な事業実施がなされており、また、経理についても適正に事務処理がなされていた。」との記載がなされている。

事務調査調書については、課内でも担当者以外の者が確認しているとのことであったが、チェック機能が全く働いておらず、早急に体制の見直しを図るべきである。

4 食のみやこ鳥取県づくり支援交付金

(1) 事業概要

区分	交付金
交付目的	食のみやこ鳥取県のイメージアップ及び県産品のブランド化、名物料理開発による地域振興等、食のみやこ鳥取県につながる県民の活動を幅広く支援することを目的として交付するもの。

事業目的	食のみやこ鳥取県のイメージアップのための情報発信や県産品のブランド化推進、特産品開発、名物料理づくり等、食を切り口にした産業振興、地域振興に資する取り組み。(一般枠) 食のみやこ鳥取県のイメージアップのための食の美味しさ、楽しさの発信や文化的側面などに着目した営利を目的としない取り組み。(特別枠)
事業概要	食のみやこ鳥取県のイメージアップのための情報発信や県産品のブランド化推進、特産品開発、名物料理づくり等、食を切り口にした産業振興、地域振興に資する取り組み。(一般枠)
交付先	団体Kほか7団体
交付金額	5,138,185円

(2) 監査の結果

ア 交付金額の算定根拠について【意見】

当該交付金の交付先である「とっとりご当地グルメコミュニケーション」に1,068,098円交付されているが、その交付対象経費にハタハタフェスティバル出展経費(交通、宿泊、運搬費)として旅費が計上されている。ハタハタフェスティバルの出展者募集要項の3概要(4)出展に係る経費についての記載によると「出展料は無料、ただし出展申込、商品・試食品・販売備品等の送付、旅費、宿泊費等の経費は出展者の負担」と記載されていることから、交付対象経費にその費用を含めるのは不適切である。また、当該ハタハタフェスティバルには公募による多くの出展者があり、その多くが自己負担による出展であることを考慮すると、公募要項に交付金・補助金の活用制限が設けられていないことや首都圏での食のみやこ鳥取県PRという交付目的にあった活用とはいえ、一部の団体に当該経費の一部を交付することは、著しく公平感に欠ける対応と考える。

5 鳥取県・秋田県共同ハタハタPR業務委託

(1) 事業概要

区分	委託料
委託先名	(株)A
事業内容	第5回秋田・鳥取うまいぞ!ハタハタフェスティバルの企画運営委託
契約内容	委託内容 秋田県・鳥取県産の「ハタハタ」を首都圏市場にPRし、認知・購

	<p>買意欲を高める。観光PRや飲食ブース、ステージイベント等により秋田県・鳥取県の魅力を伝え、観光需要アップを狙うため、東京でイベントを開催。</p> <p>(1) 第5回秋田・鳥取うまいぞ！ハタハタフェスティバルの企画運営、会場設営等</p> <p>(2) 上記PRイベントに係る告知広報業務</p>
契約方法	<p>随意契約</p> <p><随意契約の理由>第167条の2第1項第二号該当</p> <p>食のイベントに精通し、開催地（築地）でのコーディネートが可能であり、過年度の実績から最も有効かつ適正な事業者と認められる。</p>
契約期間	平成27年10月22日から平成28年1月29日
委託金額	6,657,768円

(2) 監査の結果

ア 業務委託における鳥取県負担額について【意見】

鳥取県は(株)Aと秋田県・鳥取県共同ハタハタPR業務について業務委託契約書(各県単位)を結び、「第5回秋田・鳥取うまいぞ！ハタハタフェスティバル」の企画運営を委託している。当該イベントの趣旨や目的及び表題からして秋田県との共催事業であることから、原則、開催に要した経費は両県で折半すべきものであると考えられる。実施にあたって総経費の50%が鳥取県の負担額になっているのか担当官に確認したところ、秋田県は県内の市町村からの負担金や出展用ブースの使用に関し出展者から出展料等を徴するなどして約350万円程度の負担となっているが、鳥取県は県内の自治体や出展者からの出展料は徴していないほか、タレント手配費用が多額であったため約650万円の負担額になっている旨の説明があった。このようなイベントを開催するに際し、秋田県では最小の負担で最大の効果が得られる工夫をしていることから、鳥取県においても企画段階で負担減となる工夫を検討すべきと考える。

また、(株)Aの実績内訳書を確認したところ、秋田県との経費負担割合がおおむね合理的に区分されていたが、企画プログラム・スタッフについては、鳥取県応援団としてタレント手配料(さかなクン知事応援20分+45分ステージ)の費用が鳥取県分として計上されていた。さかなクンのタレント効果によってイベント全体の集客が図られたことを考慮すると、さかなクン知事応援分の20分相当の鳥取県負担は理解できるが、45分のステージは「さかなクンお魚教室」となっており、鳥取県のみが負担する合理的理由がなく、費用対効果を勘案すれば、秋田県と折半すべきも

のと認められる。

6 食のみやこ推進課が保管所持する各業務委託契約書について

(1) 監査の結果

ア 契約書等の印紙貼付についての指導不足【指摘事項】

今回の包括外部監査において、食のみやこ推進課が担当する各事業において保管されている各業務委託契約書等のほとんどに印紙が貼られていないことを確認した。

不納付となっている代表的な契約書は以下のとおりである。

- ① 平成 27 年 11 月 6 日「委託契約書」団体U
- ② 平成 28 年 1 月 13 日「委託変更契約書」団体U
- ③ 平成 27 年 8 月 5 日「委託契約書」団体U
- ④ 平成 27 年 11 月 6 日「委託契約書」株M
- ⑤ 平成 28 年 1 月 18 日「鳥取県・秋田県共同ハタハタ P R 業務委託変更契約書」株A
- ⑥ 平成 27 年 6 月 24 日「請書」株T
- ⑦ 平成 27 年 4 月 1 日「請書」団体U

等々

貼付もれの原因は、各担当部課での基本的な印紙税法の理解不足と考えられる。印紙が貼られていない契約書が何らの疑問もなく、関係資料に漫然と綴られている状況を確認し驚きを覚える。

なお、地方公共団体の作成される文書の印紙税の取扱いの基本は以下のとおりである。

県は地方公共団体であるため、印紙税法第 5 条において非課税法人であり、地方公共団体が作成する文書は非課税とされている。なお、印紙税法第 4 条第 5 項、6 項において、共同して作成する文書はおおむね各当事者が 1 通ずつ所持するという実態をとらえて、地方公共団体が所持する文書は他の者が作成して地方公共団体に交付したもの、他の者が所持する文書は国等が作成したものと仮定し、地方公共団体が所持するものについてだけ課税することとしている。

県自体は納税義務を課されないが、契約書本体は県が作成しているものであり、契約時に印紙貼付する必要がある旨の指導文書を作成するなどし、印紙の適正な貼付について誤りのないよう指導すべきである。

第 3 税の専門家として

今回の包括外部監査の実施にあたり、公明性、透明性が強く求められる県の補助金行

政について、特に補助事業の財源は税であることから、県民目線で監査することを心がけ、加えて私たちは税理士であることから、税の専門家としての視点で監査を行った。

1 消費税法及び印紙税法の理解不足について

監査において、補助事業等に係る消費税仕入税額控除の取り扱いについて各補助事業の交付要綱等において規定していないものや仕入れ控除税額等報告書の提出を交付対象事業者任せになって、その後の提出の有無について確認すら行っていない事例を散見した。この原因は、補助事業の事業主体となる交付対象者が小規模事業者で消費税の課税事業者でないと安易に考えていたことや、補助事業者が免税事業者などであるかどうかを書面等で確認していなかったためであった。また、仕入れ控除税額等報告書の提出がされていない事由は、補助金の実績報告書の提出時期と消費税申告により課税仕入れ税額が確定する時期がズレることから、その提出義務について確認もれとなったものと思われる。いずれも、個々の職員の補助事業に係る消費税法の理解不足や重要性の認識不足によるものと考えられた。

次に、県に保存保管されている委託契約書等の印紙税課税文書に適正な印紙の貼付がされていない事実が散見したことについては、県自身が非課税団体であり納税義務者にはなり得ないため、印紙税の課税文書の認識がなかったことが原因であった。しかしながら、県は契約当事者であり、かつ契約書の作成者でもあることから契約の相手先に対し印紙税貼付について契約書作成時に指導すべきものであると考えられる。

なお、印紙税の不納付事例については、過怠税が徴収されるが、過怠税の額は、相当印紙の貼り付けがない場合は、貼り付けなかった印紙の金額の3倍相当額となっている。また、過怠税については、全額法人税法上の「損金」又は所得税法上の「必要経費」に算入されないこととなっていることから、契約当事者である県は、相手側の納税義務について相当なる注意を払う必要があると考える。

これを機に、補助事業に係る消費税仕入控除税額等に関する報告書の提出状況や県庁各課の各種契約文書の印紙の貼付状況について早急に見直しをするとともに、職員研修等により消費税法及び印紙税法の基礎知識の習得に努められたい。

第4 指摘及び意見の件数

この度の包括外部監査の指摘及び意見の件数は、次のとおりである。

1 販路拡大・輸出促進課

項目名等	指摘	意見
「食のみやこ鳥取県」輸出促進活動支援事業費補助金	—	2
鳥取県食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金	—	1

おいしい鳥取PR推進事業費補助金	—	3
食の安全・安心プロジェクト推進事業補助金	1	1
「食のみやこ鳥取県」輸出支援体制整備事業業務委託	—	1
ミラノ万博での日本館ステージイベント及びジャパンサロ ーネ出展等業務委託	1	1
香港における鳥取県プロモーション企画実施業務委託	—	1
計	2	10

2 食のみやこ推進課

項目名等	指摘	意見
初めての6次産業化バックアップ事業費補助金	—	3
もうかる6次化・農商工連携支援事業費補助金（スタート アップ型）	1	1
食のみやこ鳥取県推進事業費補助金	7	5
食のみやこ鳥取県づくり支援交付金	—	1
鳥取県・秋田県共同ハタハタPR業務委託	—	1
食のみやこ推進課が保管所持する各業務委託契約書につ いて	1	—
計	9	11

合 計	11	21
-----	----	----